

# 平成26年度 実施状況について

## 農業農村多面的機能支払事業

- ・農地維持支払
- ・資源向上支払(共同)
- ・資源向上支払(長寿命化)

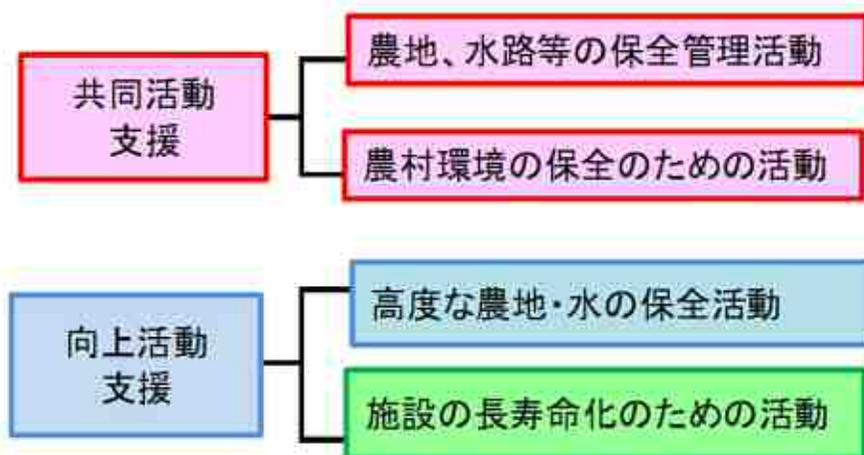
# 1. 農地・水保全管理事業から多面的機能支払事業への制度移行について

## 1) 制度移行の経緯

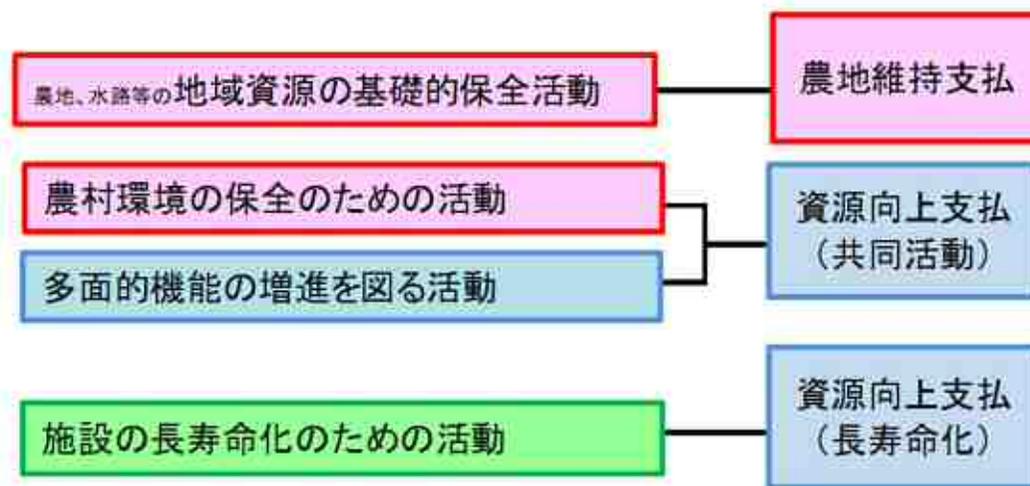


## 2) 農地・水保全管理から多面的機能への組替・拡充

### 【農地・水保全管理】



### 【多面的機能】



### 3) 交付金の構成

(単価表の単位：円/10a)

平成25年度まで

農地・水保全管理支払交付金 (282億円)

共同活動支援交付金

- 農地、水路等の資源の日常の管理と、農村環境の保全のための活動

※5年以上継続地区又は向上活動支援取組地区は、75%単価を適用

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,800	1,200
草地	400	200

向上活動支援交付金

- 高度な農地・水の保全活動
  - 地域環境の保全に資する高度な保全活動

- 施設の長寿命化のための活動

- 農地周りの施設の長寿命化のための補修・更新等

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,000	600
草地	400	400

- 農地・水・環境保全組織の取組

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

平成26年度から

多面的機能支払交付金 (483億円)

【創設】

農地維持支払交付金

- 農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動  
〔農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等〕
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源保全管理構想の作成等

	都府県	北海道
田	3,000	2,300
畑	2,000	1,000
草地	250	130

資源向上支払交付金

- 地域資源の質的向上を図る共同活動

- 水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動
- 多面的機能の増進を図る活動

	都府県	北海道
田	2,400	1,920
畑	1,440	480
草地	240	120

※5年以上継続地区又は施設の長寿命化の取組地区は、75%単価を適用  
 ※「多面的機能の増進を図る活動」に直ちに取り組めない地区は、5/6を乗じた単価を適用  
 ※高度な農地・水の保全活動の対象活動は、「多面的機能の増進を図る活動」の中で実施  
 H25までの採択地区は、従前と同様に支援

【参考】

「農地維持支払」と「地域資源の質的向上を図る共同活動」に取り組む場合

	都府県	北海道
田	5,400	4,220
畑	3,440	1,480
草地	490	250

- 施設の長寿命化のための活動

→現行制度と同

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,000	600
草地	400	400

- 農地・水・環境保全組織の取組

→現行制度と同

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

【農地・水支払を組替・名称変更】

## 2. 活動組織の取組状況（H26.7.4時点 \*予定含む）

### 1) 市町村数、活動組織数、交付対象面積

	活動組織数	実施市町村数	農振農用地	農地維持支払		資源向上支払（共同）		資源向上支払（長寿命化）	
				対象農地 ha	うち 新規・拡充 （予定）	対象農地 ha	うち 新規・拡充 （予定）	対象農地 ha	うち 新規・拡充 （予定）
愛知県	342	39	61,187	26,984	1,846	25,516	378	14,856	1,357
尾張地域	11	7	2,596	479	108	479	108	150	0
一宮地域	29	2	6,437	2,410	904	1,533	27	698	0
海部地域	54	6	5,949	3,158	26	3,158	26	2,027	199
知多地域	33	9	8,042	3,169	522	2,668	21	1,663	87
西三河地域	99	7	9,507	6,722	0	6,722	0	4,322	860
西尾幡豆地域	8	1	4,407	3,382	0	3,382	0	2,437	0
豊田加茂地域	42	1	6,180	2,232	0	2,232	0	774	0
新城設楽地域	31	2	3,723	720	158	630	68	366	137
東三河地域	35	4	14,347	4,712	128	4,712	128	2,419	74

## ①活動組織数の変動（予定）

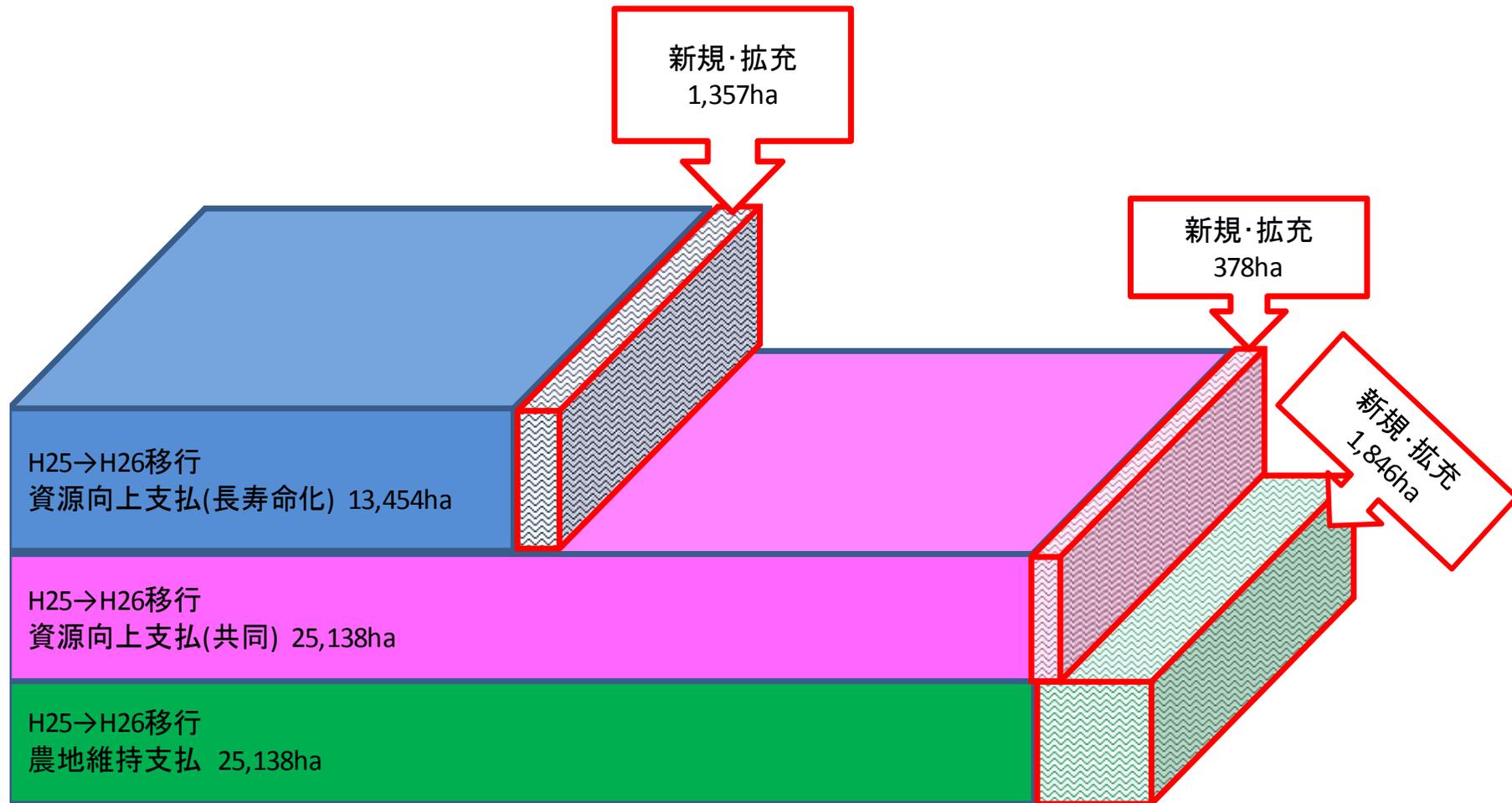
活動組織数	H25	H26 (7/4時点)	増減
尾張地域	10	12	↗ 2
一宮地域	19	27	↗ 8
海部地域	54	57	↗ 3
知多地域	30	34	↗ 4
西三河地域	99	101	↗ 2
西尾幡豆地域	8	8	→
豊田加茂地域	42	42	→
新城設楽地域	22	31	↗ 9
東三河地域	33	35	↗ 2
計	317	347	↗ 30

## ②取組市町村数の変動（予定）

取組市町村数	H25	H26 (7/4時点)	増減
尾張地域	7	8	↗ 1
一宮地域	2	2	→
海部地域	6	6	→
知多地域	9	9	→
西三河地域	7	7	→
西尾幡豆地域	1	1	→
豊田加茂地域	1	1	→
新城設楽地域	1	2	↗ 1
東三河地域	4	4	→
計	38	40	↗ 2

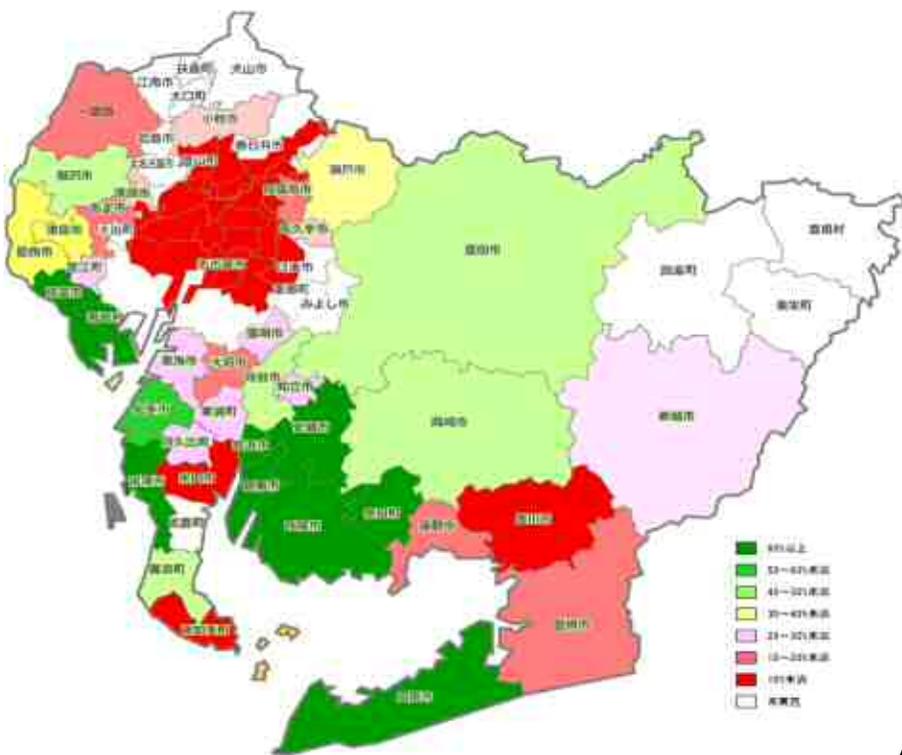
\*H26. 7. 4時点聞き取り状況

②交付金別 新規・拡充状況 (H26. 7. 4時点 \*予定含む)



### ③農振農用地に対する農地維持支払のカバー率の推移

【平成25年度】 41.1%



【平成26年度予定(7月4日時点)】44.1%



### 3. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律について

平成26年6月13日 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」成立。  
平成26年6月20日 公布  
平成27年4月 1日 施行

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため

- ・基本理念
- ・農林水産大臣が策定する基本指針等を定める。

多面的機能発揮促進事業についても

- ・事業計画の認定
- ・費用の補助
- ・関係法律の特例等の措置を講じる。

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の概要

### 趣 旨

- 農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障。
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。



農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）において、日本型直接支払制度の創設、平成27年度からの法制化が位置付け。

### 日本型直接支払の効果

- ・ 地域の共同活動等を支援することにより、多面的機能の発揮を促進。
- ・ 担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより、構造改革を後押し。

### 基本理念

- ① 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。
- ② 多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域住民による共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動による取組の推進が図られなければならないこと。（第2条）

## 制度の仕組み

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定（第4条）

2. 都道府県知事による「基本方針」の策定（第5条）

3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業（日本型直接支払の対象となる取組）の実施を促進する計画を作成（第6条）

4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3. の事業を実施する計画（事業計画）を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施（第7条）

＜日本型直接支払の対象となる取組＞（第3条）

- |                                     |                  |
|-------------------------------------|------------------|
| ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 | 【多面的機能支払の対象】     |
| イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組          | （農地維持支払の対象）      |
| ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組             | （資源向上支払の対象）      |
| ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組        | 【中山間地域等直接支払の対象】  |
| ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組          | 【環境保全型農業直接支援の対象】 |

5. 事業計画の実施に対する措置

- 国、都道府県及び市町村による費用の補助（第9条）
- 農業振興地域の整備に関する法律の特例（第10条、第11条）  
（農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化）
- 土地改良法の特例（第12条）（都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例）

施行期日：平成27年4月1日（平成26年度は予算措置として実施）